

Title	パールハーバー攻撃と日系「敵性」外国人
Sub Title	The Pearl Harbor Attack and the treatment of Japanese "Enemy" aliens in Hawaii
Author	山倉, 明弘(Yamakura, Akihiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1998
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.2 (1998. 3) ,p.25(225)- 56(256)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980300-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980300-0025</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# パールハーバー攻撃と日系「敵性」外国人

山 倉 明 弘

## 一、はじめに

一九六〇年代から七〇年代にかけて、米国史研究は「すさまじい知的枠組みの変化」に見舞われた。一部の米国史研究家は、歴史学が他の学問とは分離・独立したものであるという伝統的アプローチに挑戦し、心理学、社会学、人類学、政治学などの他の社会科学の手法を取り入れ学際的アプローチを試みた。また科学的に計測可能な歴史データを取り出すための計量的アプローチ、あるいはアメリカ社会の過去を解明するために、他の社会と比較したり、アメリカ社会内のコミュニティー同士を比較したりする比較史的アプローチなどを取り入れる歴史家も現れた。

このように様々な手法を歴史研究に取り入れるように

なった結果、歴史研究は様々な小分野に分断化される傾向を見せた。しかしこの混沌とした中にグロップとビリーズは実りある概念の再構成を示唆する兆候が二つ見られるようになるであろうと指摘した。ひとつは社会的マイノリティーに焦点が当たられるようになつたことである。これまで等閑視されてきた少数民族、移民集団、女性といった社会集団を視野に入ることによってアメリカ史が「バランス良くなつた」と彼らは言う。もう一つの兆候は、物語的な歴史叙述、つまり「登場人物に語らせる歴史」に回帰しようという呼びかけである。彼らは、バーナード・ベイリンとローレンス・ストウンという一人の史家を例に挙げ、これらの史家が読者の「関心を呼び起こし引きつけておくために」物語叙述の効果、読み易さ、そして歴史の「人情味」あふれた側面

を重視すべきだと主張していると述べ<sup>(2)</sup>た。

### 日系アメリカ人戦時強制収容の研究史整理

このような六〇年代・七〇年代からの傾向に良く当てはまるのが、日系米人史研究、とくに戦時強制収容史研究である。しかもその傾向の芽生えは、四〇年代初期、すなわち日系人強制収容が始まった頃にすでに見られるのである。

米国本土・ハワイ准州における第二次世界大戦までの日系人史は、受け入れ国における排斥の動きを無視しては語れない。より高い賃金を求めて海外移住をした日本人は米国やブラジル、ペルーなど主たる移民先で排斥はあった。戦前最も労働賃金の高かつた米国で排斥運動は最も激しく、その第一のピークは、日本からの移民を実質的に閉め出すことになった一九二四年移民法の成立である。そして第二のピークでクライマックスと言えるものが第二次世界大戦中の米国西海岸からの日系人立ち退き・強制収容である。

日系人戦時強制収容の研究は、第二次世界大戦中にすでに始まっていた。日系アメリカ人史研究家ユージ・イチオカによると、この最も初期の調査・研究を行ったの

は次の3つのグループである。

(一) 戦時転住局が雇用した社会科学者。戦時転住局といふのは、強制的に居住地を立ち退かされた日系人を収容したいわゆる「戦時転住所」を管理・運営した大統領府直属の政府機関である。調査にあたつた社会学者はほとんどが人類学者で、「戦時転住所」の効率的運営に有益な情報を提供する任務を与えられていた。(二) 転住所の一つ、アリゾナ州のポストン転住所で調査し転住所当局に助言した「社会学研究局」の社会学者グループ。(三) カリフォルニア大学バークレイ校の「日系アメリカ人立ち退き・再定住研究」グループ。

これらの研究は社会学的に、また文化人類学的に三万人を超える日系アメリカ人の立ち退き・強制収容の実態を記録し、また日系人やアメリカ社会の反応を記録している。収容者への聞き取り調査は、テープレコーダーも使わず、また当局への「密告者」との烙印を押されないようにすべて匿名で記録された。後の研究者はこれら社会科学者が作成した文書には注目してきたが、そのインタビュー記録はほとんど注目されてこなかつた。その後、戦後すぐから日系人の強制収容からの「社会復帰」すなわち「再定住」の問題を扱つた研究が相次いで発表され

<sup>(2)</sup> いわゆる「再定住」の問題を扱つた研究が相次いで発表され

<sup>(3)</sup> いわゆる「再定住」の問題を扱つた研究が相次いで発表され

<sup>(4)</sup> いわゆる「再定住」の問題を扱つた研究が相次いで発表され

た。

村川庸子、糸井輝子の共同研究報告書によれば、一九七〇年代にはいると順次公開される政府諸機関の機密文書を使って強制立ち退き・収容の背景が次々と明らかにされていった。<sup>(5)</sup>

日系アメリカ人の体験に関するオラルヒストリー採取が一九六〇年代に始まり、七〇年代にはいくつか優れた研究が発表されたというものの、一九八〇年代までは強制収容体験者自身の忌まわしい過去を忘れないといふ抑制のおかげでオラルヒストリー採取の作業はそれほど進まなかつた。その流れが劇的に変わるのが、一九八〇年來事として、（二）戦時強制収容は米国政府の主張してきた軍事的必要性でなく人種偏見、戦争ヒステリー、政治的指導性の欠陥が原因であつたという一九八二年のバーンスタイン委員会報告<sup>(6)</sup>、（二）その報告に基づいてバーンスタイン委員会が一九八三年に行つた国家謝罪と一人二万ドルの賠償の勧告、の二つを挙げた。それ以来、続々とオラルヒストリー採取とそれを基にした研究が進んでいる。<sup>(7)</sup>

#### 敵性外国人戦時抑留研究の立ち遅れ

しかし、これらの諸研究の流れで欠落しているが故に目立つことがある。それは、日系人強制立ち退き・収容に先立つてパールハーバー攻撃直後から始まつた日本人の逮捕・抑留に関する研究が著しく立ち遅れている点である。これらの人々はその大半が日系社会の指導者と目されていた人々で、米国政府情報機関が早くから「危険な敵性外国人」として警戒していた人々である。

これらの「敵性外国人」逮捕の指揮を執つた司法省外国人管理部部長エドワード・エニスは日米戦争の最初の三週間の間、日本人の逮捕をあらかじめ予定していた人物だけに限定し、残りの日本人および日系市民には緩やかな規制を設けようと考えていた。しかし、一九四一年末までには、太平洋戦線の不利な戦局やフィリピンでの日本軍の残虐行為のニュースが入つてきて、西海岸の陸軍指導者は、もつと大規模な日系人対策を要求した。<sup>(8)</sup> すなわち、日系人対策が最終的には米国西海岸に居住する日系人全員に拡大されたのである。

対象が拡大されたプロセスや原因の論述は他の研究に譲るとして、ここで重要なことは日系人強制立ち退き・収容に関してはかなりの研究の蓄積がありながら、その

事件の前提となつた「敵性外国人」の逮捕・抑留に関する研究が進んでいないという点である。一九七二年に、ハワード・スギモトが「西海岸からの日系人戦時立ち退きに関する書誌解題」を書いている。これは、代表的日系アメリカ人史研究家ロジャー・ダニエルが一九七五年に、「戦時立ち退きに関する出版された最良の書誌解題」と評したものである。しかし、この中には一般日系人立ち退きに先立つ「敵性外国人」の逮捕・抑留に関する文献は一篇も挙がっていない。

このような研究の遅れの原因は、「敵性外国人」抑留政策の実施と抑留所の運営が極度に秘密にされたことにある。「敵性外国人」抑留所の一つ、ニューメキシコ州サンタフェ抑留所の所長を務めたアイヴァン・ウイリアムズは戦争も終結に近い一九四五年八月九日付の報告書で、抑留所の運営が「あまりにも秘密的」であり、「抑留政策について充分な広報活動がなされてこなかつた」と述べた。そしてそのおかげで食糧や必需品の購入にも支障をきたしたので、もしもう一度抑留政策を行うならば、新聞発表のできる広報担当官をおくことを勧告する述べた。<sup>(11)</sup>

敵性外国人の逮捕・抑留の先駆的研究者、ミチ・ウェ

グリンはたぶん他のいかなる先行研究者よりもこの問題に深く取り組んだと思われる。一九七六年にウエグリンは米国司法省管轄の敵性外国人抑留所の存在をその著書で資料をあげて論じ、そのうえで彼女は、「司法省抑留所の存在は戦時検閲の対象であり……、今日でさえ転住所に較べるとこれらの抑留所については情報が少ない」と述べている。<sup>(12)</sup>

ウエグリンはまた初めてその抑留所の一つであるテキサス州クリスタルシティー抑留所を書き込んだ強制収容所所在地図を掲載した。この地図はその後米国や日本で出版された政府刊行物や他の研究者による戦時強制収容関係の著書・資料解題等にしばしばそのままの形で転載されている。<sup>(13)</sup> 司法省抑留所はウエグリンが地図に書き込んだクリスタルシティー抑留所以外にいくつか重要なものが知られるようになつていて、相変わらず一九七六年に発表された地図が使われている辺りに、その後の敵性外国人抑留研究があまり進んでいないことが現れていく。<sup>(14)</sup>

### 日本人「敵性外国人」抑留の研究史

敵性外国人抑留所の位置を示す地図でさえこの程度で

あるので、その本格的研究となると推して知るべしである。最も初期の研究が前述のバーンスタイン委員会が収集した資料に二点收められている。一つは、ポール・クラークの未出版論文である。<sup>(16)</sup> 日付はないが、ミチ・ウェグリンが一九八一年にこの論文を委員会に提供しているので、書かれたのは一九八〇年代はじめだと推測できる。

敵性外国人抑留諸研究がほとんど手つかずであるというウェグリンの指摘に触発された形で、クラークは自分の論文が米国国立公文書館の記録に基づいた「重要であるにもかかわらず、これまで放置されてきた問題についてのささやかな始まり」であると述べている。<sup>(17)</sup>

クラーク論文は、第二次世界大戦までの在米外国人、特に日本人の米国における法的地位に軽く触れた後、パールハーバー攻撃に伴う彼らの逮捕・抑留の過程を概観する。簡潔ではあるが、従来の日系人強制収容研究ではほとんど取り上げ得られなかつた点である。ただし、論述は米国本土、それも主としてカリフォルニアのケースに限られていて、アラスカ、ハワイ、中南米諸国で逮捕された日本人については全く触れていない。

クラーク論文はまた、それまでほとんど知られていないかつた敵性外国人抑留所のいくつかを初めて紹介したと

いう点で意義がある。シーゴービル抑留所、クリスタルシティ抑留所（以上、テキサス州）、サンタフェ抑留所、ローズバーグ抑留所（ニューメキシコ州）などが第一次資料を使って具体的に叙述されたのはこれが初めてではないかと思われる。<sup>(19)</sup>

クラークは最後にサンタフェ抑留所で起こつた日本人の暴動事件について説明する。<sup>(20)</sup> 論文はここでやや唐突な形で終わっている。新生面を切り開いた意義は大きいが、その歴史的な意味の論述は乏しい。彼は結びの言葉で、この日系人強制立ち退きの時期の研究を行う歴史家は敵性外国人の抑留所の問題の考察を始めるべきであり、もっと充実した論議が始まることを願うと述べている。<sup>(21)</sup>

この論文はまさに、重要な、しかし「ささやかな」第一歩と位置づけられる。

バーンスタイン委員会の基礎資料に加えられていて同じ頃に書かれたものがピーター・シェリダンの論文である。<sup>(22)</sup> シエリダン論文は、強制立ち退き・戦時抑留について日本国籍外国人とドイツ・イタリア国籍外国人に対する扱いの違いを分析している。日本人およびその子弟である日系アメリカ人が例外なく強制的に立ち退かされたのに対して、ドイツ人、イタリア人は「敵性外国人」の

一部が「選択的個人排除」の対象になつたに過ぎないと  
シェリダンは述べる。<sup>(23)</sup>

シェリダン論文は、日系とドイツ系・イタリア系の人々に対する扱いに明らかに相違があつたことを指摘しており、この指摘はバーンスタイン委員会が日系人強制立ち退き・収容の原因の一つは「人種偏見」と結論づけたことに活かされている。この意味で同報告は意義深いが、残念ながら、一般日系人の強制立ち退き・収容と日本人「敵性外国人」逮捕・抑留との区別が明確でない。

ドイツ系・イタリア系の一部の敵性外国人が逮捕・抑留の対象となつたことは述べているが、同様に一部の日本人「敵性外国人」が逮捕・抑留の対象になつたことには全く触れていないし、また両者の扱いの相違も当然の事ながら論議されていない。

一九八六年に日系人戦時強制収容を扱つた論文集 *Japanese Americans: From Relocation to Redress* が出版された。その中に日本人敵性外国人の抑留に関する論文が数本ある。<sup>(24)</sup> テツデン・カシマの論文は、米国陸軍および司法省に管理された抑留所内での日本人への虐待、脅し、殴打、発砲、そしていくつかの射殺事件について述べている。非常に短い論文で日本人抑留の歴史的経緯や歴史

的意味を考察できる紙幅ではないが、我々はこの論文によつて、抑留所内で一部の日本人に対して何が行われたかを具体的に知ることとなつた。ただこの論文は米国政府公文書を用いて政府側の対応を述べているものの、虐待された側の視点は扱われていない。

ジョン・カレー論文は、ニューメキシコ州サンタフェ抑留所とそれを管理運営した司法省の敵性外国人対策を論じたものである。抑留所内の様子や司法省の動きがよく把握できる点で前述のクラーク論文を凌駕するもので、このような研究の積み重ねが必要である。ただし、同論文にも、論述が詳細であるにもかかわらず抑留された側の視点は全く取り入れられていない。

デニス・オガワとエバーツ・フォックスの共著論文は、ハワイの強制立ち退き・抑留についての最初の論文と思われる。冒頭で彼らはハワイ日系人の抑留についてはほとんど知られていないと述べる。ハワイではパールハーバー攻撃直後から日本人敵性外国人が逮捕され、彼らの多くが米国本土へ抑留のため送られた。また彼らの家族の一部は生活困窮のため「自主的に」本土へ立ち退いた。さらに、ハワイ生まれで教育を日本で受けハワイに戻ってきた「帰米一世」と言われる人々にも本土立ち退き命

令が出された。これらの点を述べることにより、ハワイにも強制立ち退き・抑留があつた点を世に知らしめた事はこの論文の大きな意義である。しかし、これも非常に短い論文で歴史的な意義はあまり論じられておらず「最初の重要な試み」の域を出ない。<sup>(25)</sup>また、抑留された側の声も反映されていない。

一九九一年に出たゲアリー・オキヒロの *Cane Fire* はハワイにおける反日運動の歴史を第二次世界大戦終結時までたどっている。ハワイは従来人種的軋轢が非常に少ない社会と考へられてきたけれども、オキヒロはハワイの白人社会が日系移民をどのように扱つてきたかを検証することによりハワイ社会の人種調和というステレオタイプを打ち破る試みを行つてている。その中の第二次世界大戦の時代を扱つた三つの章は、たぶんハワイの日本人<sup>(26)</sup>敵性外国人逮捕・抑留を扱つた初の本格的論述である。

オキヒロは、逮捕・抑留のプロセスを描くと共に政策の対象となつたハワイ日系社会の反応にも言及している。それらをハワイにおける反日運動という文脈で扱つており、逮捕・抑留の意味について

抑留者たちの志氣を挫くというのは、「單なる身柄拘束以上の」大きな意味と重要性を持っていた。これ

らの男女は日系社会の最良の人々であり…一つの集団・文化の代弁者であり、信条を表す人たちであり、魂でもあつた…。彼らの志氣を挫くことは実質的に「日系人」集団全体の志氣を挫くことであつた。<sup>(27)</sup>

と述べている。このような論点はこれまであまり論じられたことがないため、逮捕・抑留された人々の視点も大幅に取り入れて今後その妥当性は詳細に検証されるべきであろう。

本稿の目的はこれまで述べてきた研究上のギャップを埋めることである。特に本稿が扱うハワイの事例に関してはオキヒロの研究を例外として研究の欠如・不充分さが顕著である。ハワイは米国西海岸と違つて集団的強制立ち退きも強制収容もなかつたことで知られている。しかし、ハワイでは八九七の日本人が本土へ送られ抑留され、また残された困窮家族一、〇四五名が「自主的に」本土へ立ち退き抑留者と合流した。その他の理由で本土へ送られた日系人を合わせると、実際に一、八七五名が米国本土へ「立ち退き」を行つたことになる。

本稿ではこれらの人々のうち、抑留処分となり本土へ送られたいわゆる「危険な敵性外国人」に焦点を当てる。米国政府から「危険な敵性外国人」とみなされたハワイ

在住日本人がパールハーバー攻撃により、どのような処置を受けたかを逮捕、取調、処分決定のプロセスにわたりて検討する。罪もない日本人「敵性外国人」の抑留を論じるに当たって、そのプロセスを主として米国政府公文書により正確に叙述する。それとともに、事件の人間的な側面を重視し、逮捕・抑留された人々の視点を最大限に取り入れるのが本論の目指すところである。そのためには抑留者自身の手記やオラルヒストリーを活用する。前掲のハンセン論文によると一九八〇年代以前は強制収容に関するオラルヒストリーはおもに、知られざる事実の発掘、つまり事実のギャップを埋めるのに使われ、体験者の意識の流れを追い、体験の意味を突き止め、彼らの考え方や価値観を分析することが犠牲にされてきたといふ。<sup>(29)</sup> 筆者がオラルヒストリーや手記などを活用するときに留意するのもこの点である。

## 二、ハワイ軍政府当局の日系人対策<sup>(30)</sup>

一九四一年七月十八日、司法省と陸軍省は、日米戦争勃発の際の危険人物の逮捕・拘束について合意に達した。それによると、フィリピン諸島、パナマ運河地帯、およびハワイ諸島においては、敵性外国人の逮捕の手段と抑

留施設は陸軍省が提供し、また敵性外国人はそれぞれの軍管区司令官の権限で逮捕する、と定められた。まず、日米戦争が勃発した際は、一九一八年敵性外国人法によつて大統領に与えられる敵性外国人の逮捕の権限が、米国本土については司法長官に、ハワイ准州については、陸軍長官に与えられることになつていていた。実際の逮捕は、本土では司法省管轄下の連邦捜査局（FBI）、ハワイ准州では、陸軍が行うものと決定した。<sup>(31)</sup>

一九四一年八月には、FBIホノルル支局長ロバート・シャイバーズと米国陸軍ハワイ軍管区司令長官ウォルター・C・ショート中将の間に合意が成立し、敵性外国人の誰を逮捕し抑留するかはFBIが決定し、実際の逮捕は陸軍が実施することになった。十一月一日には日系人の逮捕・拘留対象者を洗い出し、その現住所をすべて確認する作業に着手した。この作業は十一月末には完了した。<sup>(32)</sup>

十一月二十二日、FBIとハワイ軍管区情報部は協力して日米戦争の際に取るべきハワイ在住日系外国人管理対策を練りあげた。この対策は、「日本人逮捕・拘留計画」と名づけられた。これを詳細に読むと、ハワイの米政府当局の日本人対策がよく分かる。<sup>(33)</sup>

まず、「日本人逮捕・拘留計画」は、日米戦争は近い将来大いにあり得ることで、そのための指針とすべき事を謳っている。ハワイには外国籍の日本人四一、三四六人と米国籍の日系人一二三、四一〇人がいるが、ハワイの人口の三七・三%を占める日系人全体を逮捕して抑留するのは実現不可能だとして、計画1から計画3までを立案したと説明する。

計画1は、シンガポール、フィリピン諸島、または太平洋南西部で米日両国が戦闘状態にはいるか、あるいはそういう状態が間近に迫っている場合、ただしハワイ地区に直接の脅威がない場合を想定している。計画1は二つの段階に分かれていて、第二段階は、前述の状態に、破壊活動や政府転覆活動が加わった場合である。

計画1の第一段階では、逮捕・拘留すべき人物のリストとして日本総領事館取次人二一七人が最初に挙がっている。このうち、外国籍は二一四人でハワイ生まれの日系人、つまり米国籍が三人である。

取次人は、日本人抑留者の中でもユニークな存在であり、米国本土、アラスカ准州、および中南米諸国の日系社会では見られない。取次人というのは、日本総領事館で行うべき手続き、たとえば子供の出生手続きや徴兵猶

予願いなどを、正式な書類が書けない人々、あるいは忙しくて領事館まで足を運べない人々に代わって、書類を作成し、手続きを代行する人のことである。「日本人逮捕・拘留計画」は、取次人を「身分を証明する任命証を発行してもらつており…その地位と身分を受け入れることによって、責任を自覚している」と説明し、「ハワイの領事館の公的活動と密接な関係にあることも自覚している」のであるから、「敵性外国人の最初の逮捕に彼らを含めないことは、極めて筋が通らないし、首尾一貫性にも欠ける。また取次人たちからはアメリカ政府の弱腰の証拠と見られてしまうだろう」と述べている。

現在、ハワイ島日本人移民資料保存館館長で、ハワイ島ヒロの邦字新聞『ヒロ・タイムズ』を長く発行していた大久保清によると、ハワイ島のプランテーションには、たとえ読み書きはできても、耕地で忙しく働いて面倒な書類作成などする余裕のない人々が大勢いた。そんな人々を手助けしようと領事館に申し出る人がいた。「私を一つ、取次人にして下さい、そいぢや、君やれ、といふ形。それを推薦するのは誰かというと、この現地の日本人会とか、ああいう団体だ。」取次人の中には、任命されたことを大変名誉に感じて、取次人の肩書きを名刺

に記載したり、依頼書を額に入れて飾つたりした人もいた。「そういうのには、FBIが来て、パッパッパつと…、非常に誤解されましたね」と大久保は語る<sup>(35)</sup>。

ハワイ島北部のマウナ・ケア・マウンテンの北側に、海に面した町ホノカアがある。ここで取次人をしていた福原尚（ふくはら・ひさし）は、「日本人逮捕・拘留計画」の取次人リストに名前が挙がっている人物である。彼は、全くの無料奉仕で人助けをしていて捕まつたと自分の逮捕を理解している。ただそれだけのことでも自分も妻を苦しい目に遭つたと彼は主張する<sup>(36)</sup>。

#### 取次人の次に挙げてあるのは、仏教と神道の開教師一

三人である。彼らは、「日本の国家政策促進と明確に結びついており米国にとつては不利益となつてゐるか、あるいは、極めて疑わしい行為に従事してきたか、あるいは、過去の言動が反米的であると知られている」人物であると、説明されている。

その次に挙げてあるのは、日本ビジネスの指導者四名である。米国に忠誠的でなく、日本政府に手を貸すか、あるいは米国政府に敵対的な人物とつながりがあると説明されている。さらに、米国への忠誠心が疑わしく、日本に同情的な人物として五三人の日本人およびハワイ生

まれの日系人の名前が挙がつてゐる。彼らは主として、仏教・神道の開教師、日本語学校教師、ビジネスマンであるが、数名はそれまでのリストと重複がある。米国本土ではこれらの人々が一番に拘引の対象になつた。

計画1の第二段階として、破壊工作が行われた場合、「逮捕された犯人に対する懲罰的措置に加えて、予防措置としてさらに追加の逮捕予定者」をあげている。予想される日本人の破壊活動に対する連帶責任制のような趣がある。宗教関係者三四名とビジネスマン二〇名である。もつとも、このリストにもそれまでのリストとのかなりの重複がある。

計画2は、ハワイ海域の米国艦隊が参戦しての太平洋戦争、それもハワイ諸島への奇襲を伴うものを想定している。ここでは計画1の段階でまだ逮捕されずにいる日本語学校教師、宗教関係者、日系ビジネス関係者五三名が挙げられ、さらに残りの日系人たちを監視し不穏な動きの発見に努めることが指摘されている。

計画3は、全面的太平洋戦争が継続中で、米国艦隊がハワイ海域におらず、ハワイ諸島に大規模攻撃の脅威が間近に迫つてゐる状況を想定している。こうなると、ハワイ諸島は戒厳令下に置かれるであろうし、また計画1

と2はすべて完遂され、さらに疑わしい日系人は外国籍であろうとハワイ生まれであろうとすべて長期抑留处分となることを想定している。計画3には逮捕予定者の具体的な氏名は挙がっていない。

以上、氏名の重複分を考慮して算定すると、計画1と2で逮捕予定者は四〇〇人近くに上る。日米開戦後の事態の進展は計画2に近いものであつたが、実際の逮捕者数は、「日本人逮捕・拘留計画」をはるかに上回った。このようにして、一九四一年の十一月下旬までには、戦争のあらゆる可能性を想定した日系社会の「危険人物」を逮捕・拘留する詳細な計画と手はずがすべて完了していた。逮捕予定者はすべて、住所・氏名、過去の言動を把握されていて、あとは砲声を待つばかりであった。

### 三、日米開戦

日本軍がパールハーバー攻撃を敢行したのは一九四一年十二月七日午前七時五十五分である。<sup>(37)</sup> 正午過ぎ、ハイイ軍管区司令官ショート中将はハワイ准州知事ジョセフ・ポインデクスターに対し、戒厳令の布告と人身保護令状の停止を求めた。知事は自分が軍事面に不慣れであることを認め、「不承不承」ショートの要請を受け入れた。

パールハーバー攻撃と日系「敵性」外国人

こうして午後三時半、ハワイでは戒厳令が敷かれた。<sup>(38)</sup> 南北戦争終結後に南部で戒厳令が敷かれて以来、米国では二回目のことであつた。

### 拘引

この日の午前八時頃、FBIホノルル支局長シャイバーズは攻撃の知らせを受け八時二十五分には支局に駆けつけた。ホノルル支局の最初の仕事は毛利元一（もうり・もとかず）医師とその妻を午前九時に拘引したことであつた。

一方、米国陸軍ハワイ軍管区の対諜報部隊は、FBI、ONI（海軍情報部）およびホノルル警察署の応援を得て午前十一時頃から「敵性外国人」の逮捕を開始した。

それは「まだジャップの飛行機が空を飛び回っている時だつた」。<sup>(40)</sup> 逮捕が始まつて三時間以内にあらかじめリストアップされた日本人は全員逮捕された。翌日の朝まではさらに三九一名の日本人が逮捕された。<sup>(41)</sup>

十二月十日には、米国陸軍憲兵局局長アレン・ガリオフ・ポインデクスターに対し、戒厳令の布告と人身保護令状の停止を求めた。知事は自分が軍事面に不慣れであることを認め、「不承不承」ショートの要請を受け入れた。イタリアの国民を含め米国の安全にとつて危険と

考えられるあらゆる者を逮捕すること、（二）陸軍長官名でそれぞれの司令官が発行する逮捕令状に基づき逮捕を行うこと、の二点である。

最初の一ヶ月が終わるまでには、日本人逮捕者の数は約七〇〇名に上った。<sup>(45)</sup> ハワイ軍政府は戦時中を通して日独伊の国籍を持つ人々のうち一、五七九名を逮捕した。<sup>(46)</sup> そのうち日本人は一、四六六名だった。

オアフ島で逮捕された人々はホノルルの移民局に収容された。移民局は当時も今も、ホノルルハーバーに面したアラモアナ通りの同じ場所にあり、当時の写真で見る外観も現在のものとそっくりである。戦後もホノルルで暮らした元抑留者はどんな思いでこの移民局を眺めたのだろう。

「ガリオン指令」で令状に基づく逮捕が指示されていてもかかわらず、逮捕は最初、令状もなしに行われた。ハワイ軍管区の外国人取扱センターのウォーカー少佐によれば、十二月十四日頃まで逮捕状が出されたケースは一件もなかつたという。その後はハワイ軍管区司令官、すなわちデロス・エモンズ軍政長官の手によって発行された陸軍省長官名の逮捕令状に基づき逮捕を実施した。<sup>(47)</sup> 十二月八日付の逮捕令状は存在するが、それは後になつ

て遡って付けられた日付である。<sup>(48)</sup>

初期の逮捕に伴う混乱は相当なものだつた。いつたん逮捕された後釈放された日本人の一団が移民局の建物を出た所で、入ってきた憲兵の一団に再び逮捕された。混乱のために家族の面会ができないという事態も発生した。ある米軍士官は「逮捕された人が誰なのか、どこから連れて来られたのか、誰の権限で逮捕したのかなど、誰も知らなかつた。逮捕された人にしばらく食事を与えないこともあつた。それほどのめちゃくちゃな混乱状態だつた」と語つた。<sup>(49)</sup>

ハワイ日系社会指導者のひとり古屋熊次は、パールハーバーの辺りがいまだに「夕暮れの空へ大煙柱が立て、実にものすごい光景を呈していた」十二月七日夕刻に、「警官とFBIらしい二人の男」によつてホノルル移民局へ連行された。移民局のゲートには「銃剣で厳めしくかためた憲兵」が二人立つていて、車が着くと『ホールド』と言つて銃剣を突き出す。古屋を連行した警官が『プリズナー』と答えたが、「実に嫌な感じ」がしたと彼は書いている。<sup>(50)</sup>

日系社会を代表する人物でハワイ邦字新聞『日布時事』社主の相賀安太郎も十二月七日に逮捕された。夜の

八時を過ぎた頃、移民局の裏口から階下の一室に入れられ、「薄暗い電灯の下で一人一人身体検査をされた。」それから真っ暗な狭い階段を上り、これも真っ暗な一室に放り込まれたが、「むつと人いきれがして、どれほどの人数かは知らぬが、足の踏み入れ場もないほどの混乱の有り様」だったという。定員八〇名ほどの部屋に一六四名の日本人がすし詰めになつてゐるのに気が付いたのは翌朝になつてからのことであつた。隣の一室には洗面所とトイレがあつたが、混雜と不潔さと激しい臭気に悩まされたという。また拘留者の中には高齢（当時73歳）で病弱のハワイ日系社会の重鎮、米屋三代鎌（こめや・みよづち）のようないもいた。

十一月八日夜に逮捕された中本秀吉はホノルル移民局に連行され十一月いっぱいそこで拘留された。彼は、「私どもが行つた時にはね、一〇〇人も一五〇人もいるよ。皆ずらーっと一緒にね、蚕棚みたいな所にね、皆おつたですよ。…調べるどころじやあない。入れてそのまま。いやもう、たいした調べはないんだ。あすこにおる時は」と語つてゐる。<sup>(52)</sup> 片つ端からの逮捕でしばらくは取り調べどころではなかつたようだ。

移民局で拘留された『ハワイ・タイムズ』の元編集長、

パールハーバー攻撃と日系「敵性」外国人

平井隆三（二世）は、「ある日窓越しに見るとオアフの監獄の囚人たちが移民局の庭を掃除している。ゆっくりと話しながらタバコを吸つてゐる。こちらはタバコすらこと欠く生活。うらやましいな。あんな身分になつてみたいなど、あの時はほんとうに囚人の身がうらやました」と移民局の監禁生活が「囚人以下」だったと語る。<sup>(53)</sup>

ハワイ州最大の島であるハワイ島では逮捕者は、ハワイ州第二の都市ヒロから南西約四八キロの所にあるキラウエア陸軍基地に連行された。ヒロからハワイ州道一号線を有名なキラウエア火山へ向かつて上つていくと、約四三キロほどでハワイ火山国立公園のビジター・センターが見えてくる。そこを通り過ぎてさらに先へ進むと五キロほどでキラウエア陸軍基地である。現在も陸軍基地の看板は掛かっているが、もつぱら軍の保養地として使用されていて、外観は陸軍基地のいかめしいイメージとはほど遠いほどござりである。

パールハーバー直後からこの基地が日系「敵性外国人」の一時拘留の場所となつた。まず、地元の日本語教師や宗教関係者が連行された。ある日本語教師の手記によれば、連行された基地の建物はすべて窓が閉ざされ黒

いカーテンが引いてあつたという。拘引されたとき、ペ

ンとハンカチ以外はすべて取られた。身長、体重、職業などを調べられ、他の日本人と同室に入れられた。基地のカフエテリアで食事をとるときは銃を持った兵士の監視付きであった。食料はたっぷりと与えられたという。一九四一年のクリスマスの頃には約一三〇人の日本人が<sup>(54)</sup>基地に拘留されていた。

当時、ハワイの邦字新聞『ハワイ報知』のヒロ支局長だった大久保清も十二月七日に逮捕されたひとりである。ホノルルの日系人は、多少の不安はあつたが、日米戦争など考えられないという認識だった。ホノルルから遠く離れたハワイ島ヒロでは、日米戦争はさらに現実離れした事態だった。

大久保によれば、戦争のニュースがヒロに伝わった七日前中に「ヒロのトップクラスの日本人」一〇人くらいが商工会議所に集まつた。その時、(集まつた人たちの)七割が、これは演習ぞ、と言い、うち一人はパチン、パチンと碁を打つていた。この二人は、ヒロの椰子島日本語学校校長永倉永造(ながくら・えいぞう)とヒロ日本商工会議所書記落合恵吉(おちあい・けいきち)で、彼らはこの後逮捕され、最終的には一九四二年三月十九

日に米国本土へ送られ、長期抑留となつた。<sup>(55)</sup>

大久保は、七日深夜、近所に住む顔馴染みの巡査を含む二人の白人巡査に逮捕された。まず近くの公立学校で身体検査を受け、囚人護送車でキラウエア軍事基地に連行された。途中、後ろには武装した兵士を乗せたジープが続いた。「後ろを見てみたら、ジープで皆、機関銃を持つてゐる。それほど危ない人間だつたんだねえ。」基地に着いたのは夜中の一時頃だったといふ。

護送車は七人の囚人が乗れるようになつており、大久保を含めた七人の日本人が基地に着いたときには、すでに七人ほど先に着いていたので、自分たちは第二陣だったと大久保は言う。先客の中にヒロ法眼寺主任開教師、笠井明秀がいて、タバコを持っていないかと聞かれた。一本あげると、「喜んだも、喜んだも、ブランケットをかぶつて、灯が漏れないようにして吸つた。」

笠井本人によれば彼も、やはり十二月七日夜、眠つているところを起こされて拘引された。自分たちは第一陣で、一〇人から一五人くらい乗れる小型の古いバスだったという。彼を連行しにやつてきたのは、笠井が日頃何くれと相談に乗つてやり面倒を見ていたヒロの警察官だった。彼は、キラウエア軍事基地からやつて来たらし

い二人の兵士を伴っていた。警察官は逮捕の理由は告げず、ただ「笠井先生、一緒に来て下さい」と言つただけだつた。<sup>(56)</sup>

大久保が朝日を覚ますと、日本人が八〇人ほど（笠井の記憶では一〇〇名）いたという。この年のクリスマスの頃にはその数は一三〇人ほどになつていた。

キラウエア軍事基地では、日本人拘留者は一〇人一組で班を作つていた。食事になると、全員が一列に行列を作つて「銃剣を持つた兵が両側に並ぶ中をトコトコと歩いて」食堂まで行く。二列になつてはいけなかつたという。食堂では食べ初めと食べ終わりは、兵士が銃の先で床を「ゴトン」とならし、合図する。アルミの食器を返しに行くときもひとりずつで、二人一緒になつてはいけない。監禁棟に帰るときも、また一列になつて歩く。銃を持つて監視している兵士はニヨリともしない。大久保にとつては、この兵士たちがみんな「昨日まで、おい、ジョン」と呼んでいたような顔馴染みの「ローカル・ボーキ」なのである。「いやでしたね。嫌な気持ち。」

拘留中に、町の郵便局で審問（ヒアリング）が行われた。後に詳述するが、逮捕者の処分を決めるための裁判に似た形式の取調である。毎日ほぼ一〇人ほどが呼ばれ

て、天皇のこと、日本とアメリカのどちらに勝つてほしいなどの尋問が行われた。大久保の受けた審問では、取調官は町の民間人三名だった。「三人の取調官は自分の名前と身分を名乗るですか」という筆者の質問に、大久保は「知つてますよ、こつちは。みんな顔馴染みなんですよ。向こうはこちらの顔を知つとつて質問をするわけですよ」と答えた。

ハワイの主な島七つのうち最も北にあるカウアイ島では、逮捕された日本人はカウアイ郡刑務所へ拘留された。刑務所を訪れたキリスト教のソーシャルワーカーの組織によれば、カウアイ郡は、ハワイ准州の他の地域と同様、抑留者や拘留者を想定した規則を作つていなかつた。刑務所の看守は、拘引された人々がはたしてどれくらい危険なのか分からず、非常に厳重に監禁した。しかも刑務所も大勢の拘留者を予想していなかつたためすし詰め状態で衛生状態が悪く、加えて高齢者が多く、また病気療養中の人も何人かいたために、問題がいつそう深刻であつた。<sup>(58)</sup>

逮捕者の中にはキリスト教の牧師もいたため、この組織は十二月九日に訪問の許可を得て面会を行つてゐる。すると、牧師は定員三名の監禁室に他の四人の拘留者と

共に入つていた。訪問者のひとり、サミュエル・ウォリス博士は、刑務所を視察した後で書面で抗議<sup>(59)</sup>を申し入れ、特に健康・衛生面での改善を要求したという。

同じくカウアイ島で日本語学校校長の井上重吉が十二月八日の早朝逮捕され地元警察署へ連行された。家族と連絡も取れないまま三日目他の九名の日本人と一緒にトラックに乗せられた。彼らは処刑されるのだろうかと思つたという。一度郡役所で三十分ほど止まつたが、その後再びトラックは走り始めた。この時も井上は「殺されるのだろうか」と考えたそうである。彼らは結局カウアイ郡刑務所へ収監された。<sup>(60)</sup>

オアフ島で逮捕された日本人はその後、移民局とは目と鼻の先にあつてホノルルハーバーに浮かぶ小さな島であるサンド・アイランドの拘留所に移された。他の島で逮捕された人々は、いつたんホノルルの移民局に収容されてから、サンド・アイランド島に移された。

当時の日系人は島とそこにあつた拘留所の両方を「砂島」と呼んだ。サンド・アイランドは現在、ホノルル市街とは陸続きになつていて、市民の憩いの場となつている。のんびりと遊ぶ人々の姿と共に、所々にホームレスの人々のテントが見える。拘留所時代を忍ばせるものは

ほとんど残つておらず、ただその頃のものと思われる錆びた大きな貯水タンクがあるばかりである。

当時のサンドアイランドは東南東から西北西にやや細長い形をしており東南東から西北西の端まで約一、七〇〇メートル、北北東から南南西にかけて約六〇〇メートル。島の東南東の方向には海を約二四〇メートルほど離れてホノルル移民局がある。<sup>(61)</sup>

パールハーバー攻撃以前、サンドアイランドには合衆国公衆衛生局検疫所があつた。十一月七日午後、米国陸軍ハワイ軍管区司令部は所長のJ・リンソンに対し、検疫所を「緊急の際に強制収容所として使用するため」陸軍が接収するつもりである」と告げた。陸軍がサンドアイランドに入つてきたのは翌日の十二月八日である。十二月半ばには、後にサンドアイランド抑留所所長となるカール・アイフラード佐がリンソンに対し、検疫所の周囲全体にフェンスを張るつもりであること、所長と家族がそのまままでいること「強制収容所のど真ん中」で生活することになつてしまふことを告げ、退去してもらいたいと述べた。所長家族は十二月十七日に退去了。<sup>(62)</sup>元検疫所には、高さ一〇フィート（約三メートル）のフェンスが三重に張られ、そのてっぺんには鉄条網が巻かれた。

また、真ん中のフェンスには一、二〇〇ボルトの電流が通された。<sup>(63)</sup>

米国陸軍戦史局編纂の『憲兵局史』によると、サンドアイラント抑留所が設置されたのは一九四一年十二月八日である。最初の日本人がサンドアイラントに移されたのは、パールハーバーの約一週間後のことと、およそ三〇〇人だった。抑留所は四つの区画に分かれており、日本人男性二五〇人収容区画二つ、ドイツ人・イタリア人男性二五人収容区画が一つ、人種混交の女性四〇人収容区画が一つあった。一つのバラツクには二五人の抑留者が割り当てられた。<sup>(64)</sup>

抑留所の初代所長アイフラードは翌年の三月十九日まで所長を務めた。抑留者の間ではすこぶる評判が悪かった人物である。現在もホノルルに在住の中本秀吉は、「ちょっととアイフラードちゅつてねえ、司令官がおつたですが。一番、何ですよ、悪い奴でなあ」と語る。<sup>(65)</sup> 古屋熊情（くやくわい）の人で、皆のものを戦慄せしめた」という。

十二月十四日にサンドアイラント抑留所で、いわゆる「岡野事件」が起こっている。この日、柵外で仕事に出ていた人々が帰ってきたとき、ゲートの所で身体検査を

受けた。その時オアフ島パールシティー（パールハーバーを見おろす場所にある町で現在は高級住宅街）の若い開教師、岡野亮震（おかの・りょうしん）が、「締め金で作つた薄いベコンベコンするナイフ」を持っていたというので、六、七名の衛兵が岡野を丸裸にして調べるという騒ぎとなつた。アイフラードは全員を広場に呼びだし整列させ、全裸になれと厳命した。老人を含む二〇〇人近い日本人が十二月半ばの寒風の吹く中に立つたままで、検査が終わると夜になつていた。その後もフォーケークが二本足りなくなつたといつて、同じような身体検査があつた。<sup>(66)</sup>

カウアイ島のコロア日本語学校校長古谷嘉悦（ふるや・かえつ）は、「あそこのボスには、男たちは、私たち男たちは、本当に泣かされた」と語つている。彼は、日本人をこのように冬のさなかに裸で立たせたことが原因で、自分たちカウアイ島出身者の中から最初の犠牲者が出てたと信じていた。一九四三年三月九日、カウアイ島ワイメアのパカラの商店主で、熊本県出身の小久保久彦（こくぱ・ひさひこ）六五歳が、心臓麻痺で死亡した。ハワイ出身者の抑留全期間を通じての死亡者は一一名であるが、彼は最初の犠牲者である。古谷の証言によると、

小久保はまず、風邪を引き、次に便秘になつた。便秘は一週間続いたが、薬もなく治す手段もなかつた。その後に亡くなつたという。遺体は家族の希望でカウアイ島へ

戻され、サンドアイランド抑留所から一時出所の許可を受けた東本願寺派の大館誓<sup>(68)</sup>（おおだて・せい）開教師がカウアイに赴き葬儀を行つた。

逮捕・拘留された日本人は、いざれ審問を受けて、抑留、保護観察、釈放のいずれかの処分が下されることになる。正式に抑留処分をくだされた人々は米国本土へおくれるが、それまでの間ハワイ諸島の主たる七つの島でそれぞれ一時拘留された。ハワイ軍管区からワシントンDCの陸軍省軍務局長宛の報告書では、一九四一年二月八日時点での、ハワイ州の各一時拘留施設とその時点での拘留者数がわかる。それによれば、オアフ島ホノルルの移民局に一九名、オアフ島サンドアイランド拘留所に二七三名、ハワイ島キラウェア軍事基地營舎に一一〇名、カウアイ島カウアイ郡刑務所に五三名、マウイ島マウイ郡刑務所娯楽室に五六名、ラナイ島に二名、モロカイ島に四名、計七ヶ所の拘留所に五一八名が拘留されていた。また、ハワイではオアフ島以外に拘留施設の建設を予定している場所はなく、拘留者はすべて、オアフ島

サンドアイランドへ集結させる方針であることが述べられている。<sup>(69)</sup>

### 審問

逮捕・拘引された人々はまず「予備審問委員会(preliminary hearing board)」で取調を受けた。予備審問会のメンバーは、ハワイ軍管区陸軍情報局、FBIハワイ支局、ハワイ海軍情報局の代表三名から成る。ここで戦時中抑留する」とが適当と判定されたケースは、「ヒアリング・ボード」と呼ばれる審問委員会に回されるのである。米国陸軍戦史室の報告書は、この審問会を「予備審問会」と区別するため「民間人審問委員会(civilian hearing board)」と呼んでいる。<sup>(70)</sup>後者の審問会には一人の陸軍士官も同席するが、審理そのものは三人の民間人が行うからであろう。

逮捕・拘引された人々の処分はこの民間人審問委員会の勧告を元に判断することになつていた。審問委員を任命するのは、司令長官の権限で、一つの審問委員会は三人の委員から成り、可能ならばひとりは弁護士が望ましいとされた。また、この審問の機会は逮捕者に「権利として与えられるのではなく、不正義を防ぎ、また逮捕さ

れた外国人の市民権、忠誠心、諸活動に関する入手可能な情報をすべて手に入れるために与えられる」ものだとされた。さらに、逮捕者がこの審問に自分の弁護士や証人を連れてくることも許可された。

ハワイ軍管区司令長官（すなわち、ハワイ軍政長官）の命令で実際に「民間人審問委員会」を設置したのは、開戦直前にハワイ准州で法執行官を務めていた退役軍人、エドワード・ウォーカーであつた。彼は、十二月十五日まではオアフ島の審問委員会は正式に設置した。ウォーカーはまた、拘留者たちに証人を呼べることを伝え、希望の証人のリストを提出するよう要請した。それに基づき、彼自身が証人たちに電話で接触した。相手が英語の話せない日本人の場合もあつたので、専用電話を一台設置させ日本語通訳を一名置いた。

審問会の初日から移民局は「蜂の巣のようにごつた返した」。拘留者のために証言しようと大勢の証人が集まつたが、審問はそう迅速には進まず、待合室は証人でごつた返し、長時間待たされた人々が我慢しきれず早く証言させるよう要求する一幕もあつた。

こうした審問会では何が聞かれたのだろう。ハワイでの逮捕者を取り調べた審問委員会の記録はメリーランド

州スートラントの国立公文書館分館に納められている。<sup>(72)</sup>

そこには米国政府側の告発と逮捕された人々の弁明が記録されていて興味深いものである。これらの記録はプライバシー保護の関係から一般には公開されおらず、またしかるべき手続きを踏まないと閲覧も引用もできない。

これらの審問会記録を閲覧したマイケル・ゴードンは、ハワイ陸軍取調官が逮捕者に発した質問の代表例を紹介している。それらは

・天皇をどう思うか。神の子孫だと思うか。天皇の写真を踏んだり写真に唾を吐きかけたりできるか。

・日本へしばしば旅行したことがあるか。

・どんな人々とつきあいがあるか。日本語学校の教師か、仏教開教師か、領事館員か。

・日本で軍事教練を受けたことがあるか。日本で兵役に就いたことがあるか。

・ハワイ訪問中の日本海軍練習艦を訪問したことがあるか。

・日本兵への慰問袋や救恤金を送ったことがあるか。

・日本に銃を向けるか。アメリカを守るために必要とあらば兄弟を殺すか。<sup>(73)</sup>

・なぜ日本の習慣を捨てて、アメリカンらしくできない

のか。

拘留者たちは、人を当惑させる質問に苦心して答えたようである。ある拘留者は「兄弟を殺して、自分も死ぬ」と答えている。ホノルル在住の瀬戸直一<sup>(4)</sup>は、筆者に審問会の様子を詳しく語ってくれた。

最初にお前は敵国外国人じやと、それから家族が、子供が二重国籍だと、そして宗教はお前は神道だと、こういうことで日本に忠誠だと、このようなことを調べると言うて、これに対し返答せえつて言うからね、「わしや外国人でも、正当の、わしやあ上陸して、ここで永住権を貰つてここで生活をしておるんだから、なんのそういう何はない」と、こう言つたらね、「そんなら子供の一重国籍はどうか」とこう言うからね、「一重国籍は、わしが頼んで一重国籍にしたんではないの」って、わしら日本人の中では皆ほとんど子供は産婆さんに取つてもらつたの。そうすると産婆さんが領事館に届けて、自然に二重国籍になつたの。ほとんど二重国籍ですよ。それに今迄、何の支障はとなかつて、市民権も皆子供はここで貰つてゐる。「何も違反しておらないじやないか」とこう言つた。それで向こうは、「お前天理教の信徒じやないか。日本に対しても

忠誠じやろう」と。「いやあ、わしは日本よりもここの方が長くおる、わしや、日本で生まれたけれども一八歳でここに来て、その間はわしや理髪の弟子で務めておつたんじや」と。「日本に忠誠じやとか何とかもしたことがないんじや」と。それで「お前は日本の赤十字に入つとるじやないか」と（相手が言う）。それはこっちに来てからいろいろの会が日本にある時のようになつておるから、ほんで日本の赤十字社に入れ言ふから入つておつただけのもんじや。それだけのことなんだが。で、わしや、このホノルルにおつて色々の会に入つて、地方委員をして、ハワイのためにわしら飯をおごつて、色々のお手伝いをしておつたわけなんじや、ね。何も日本のことには関係ないんでした。そんな訳でした。そしたら「それはお前、日本のここに互いにそれだけするんだつたら、日本兵がここに上陸したらどうするか」ってこう言う。「そんなことはわしや、考えたこともないつて。わしらみたいなもんは何の役にも立たんから」、こういう訳なんですよ。そういう何があるのでね、他に何にもなかつたんですよ。で、そういう何があるから、お前はやはり日本人の指導者だからな、（外の社会には）置けないとこう言う。で、

お前は監禁すると。「それは仕方ない」と言つたよね。審問委員と瀬戸とのやりとりがいきいきと伝わってくる。

審問会の結果、審問委員会は拘留者の処分に関する勧告をハワイ軍政府長官に対し提出した。勧告の内容は（一）戦時抑留、（二）責任の持てる人物の保護観察下に置く（すなわち、条件付き釈放）、（三）釈放、のいずれかである。

勧告内容は、ハワイ軍管区陸軍情報局のジョージ・

ビックネル中佐、FBIホノルル支局長のシャイバーズ、および海軍情報部のアービング・メイフィールド大佐の三人で検討し、その結果を軍政府長官に勧告する。審問会の結論に反して抑留の勧告が出されることもあったといふ。<sup>(75)</sup>

このようにして、一九四一年十一月七日から一九四二年三月二十七日までの拘留者七三三名中、釈放されたのは八三名だけであった。海軍情報部のメイフィールドの報告によれば、釈放されたケースはほとんどが最初から人違いで拘留された場合か、あるいは単に敵性外国人だと言う理由で拘留され特に怪しむべき活動歴のない場合であったという。<sup>(76)</sup>前述のゴードンが、一九四一年から一九四五年までのハワイの処分の結果を調査したところ、

審問を受けた人の九〇%以上が抑留処分となっていた。<sup>(77)</sup>ハワイでの抑留

こうして抑留処分を受けた人の大半は身柄をサンンドアイランドから米国本土へ送られた。一九四二年二月二〇日にホノルルを出港した第一回船から一九四三年十二月二日出帆の第一〇回船まで、一〇回に分けて送られたのである。

一九四三年初頭、ホノルル港の拡張に伴いサンドアイランドの施設と敷地が必要になった。そこで抑留所の移転が必要となり、新しい抑留所がホノウリウリ峡谷に建設された。<sup>(78)</sup>ホノウリウリ峡谷は、ホノルルからインター ステート・ハイウェイ一号線を北西に約三二キロ行き、さらにクニア・ロードを数キロほど北上した辺りにある。そこからパールハーバーは南東方向七、八キロ先にあるが、直接見えない。現在は住宅地になつていて当時の面影はない。

一九四三年三月一日、抑留者たちは完成したホノウリウリ抑留所に移動した。したがつて、これ以後に本土へ送られた抑留者は、サンドアイランド抑留所からではなく、ホノウリウリ抑留所から本土へ送られたことになる。

具体的には第九回船と第一〇回船で送られた人々である。「ホノウリウリ抑留所」はその後、「外国人抑留所」と改称され、さらに「第六戦時捕虜収容所」となった。<sup>(79)</sup>

抑留所が完成したすぐ後の一九四二年三月にホノウリウリに移された西川徹（にしかわ・とおる）は、「三台の木口をはつたトラックに乗せられ、前後左右を機関銃付きのジープに護られていくというものしさで」現地に着いた。「幾重にも張りめぐらされたバブ・ワイヤー」の中の「粗末な小屋」は、「にわか造りで、しかも生木で造つてあるから、床の板は一インチ（約一・五センチ）くらいスキ間が空いている。そこから砂糖キビやコアの木が伸びて、天井に届くまで伸び放だい」という状態であった。しかも蚊が多く「昼も夜も蚊に悩まされて寝るどころではなかつた」という。

### 逮捕・抑留プロセスと本土抑留者数

これまでに述べてきた日系「敵性外国人」の逮捕から抑留処分決定、本土移送に至るまでのプロセスを図式化すると図1のようになる。

さて、このようにサンドアイランド抑留所から、またはホノウリウリ抑留所から米国本土の抑留所へ送られた

日系「敵性外国人」は何人なのだろうか。現在までにその数を詳細に表した出版物は四つある。いずれも本土移送の第一回船から第一〇回船まで人名を挙げて人数を記した労作で貴重な著作であることはもちろんだが、それに若干の難点や多少の食い違いがある。それらを出版年の古い順に挙げると、相賀安太郎の『鐵柵生活』、古屋熊次の『配所転々』、ハワイ日本人移民史刊行委員会編の『ハワイ日本人移民史』、およびパツィー・サイキの *Ganbare! An Example of Japanese Spirit*<sup>(80)</sup> となる。本土へ送られた人数については、これらの著作のはじめの三つが七〇一名、サイキの著作が六九八名である。

現時点で、筆者が最も信頼できると判断する数字は、ハワイ大学の『ハワイ戦争記録』<sup>(81)</sup> 所収の文書に出てくる。『ハワイ戦争記録』調査係りのグウェンフリード・ア

レンはハワイ出身の本土抑留者の統計についての資料の入手を合衆国議会ハワイ准州代表のファーリントンに依頼した。それに対してもントンの国立公文書館よりファーリントン議員宛に回答が寄せられた。回答によると、司法省が抑留者としてハワイから受け入れた人数は八九七名である。ただし、この中には、ハワイ軍政府当局から排除・立ち退き命令を受け、本土の転住所へ送られ、さ

らに転住所での言動が反米的であるとして「敵性外国人」として司法省抑留所へ移送された帰米一世、一四〇名が含まれている。それを差し引くと、ハワイから直接米国本土の司法省抑留所へ送られた数は七五七名となる。<sup>(83)</sup>

米国本土の司法省抑留所へ送られた数は七五七名となる。もつとも、国立公文書館のこの書簡には一世の抑留者個々人の氏名は記載されておらず、ハワイから本土へ送られた日本国籍の「敵性外国人」抑留者全員の氏名はいまだに確認できない。

#### 四、おわりに

一九九四年十一月十一日から一九九五年十月十五日までロサンゼルスの日系アメリカ人博物館で戦時強制収容展が行われた。展示の対象は本論で取り上げた敵性外国人抑留ではなく、それに続いて実施された一般日系人強制立ち退き・抑留である。一九九五年夏に強制収容体験者のひとりと一緒に展示を見た筆者は、収容された12万人強の人々全員のデータ（立ち退き前の住所、立ち退き先、移動日、出所日、出所先など）がデータベースに登録され、希望すれば瞬時に出力してもらえることに驚いた。展示を見て過去の記憶をよみがえらせた体験者たち

が自筆でつづったメモワールはすでにノート数冊分になつており、強制収容史研究の新たな可能性を感じさせた。

この展示の論評を『ジャーナル・オブ・アメリカン・ヒストリー』誌に寄せたロン・クラシゲは体験記を寄せた人々の数の多さに驚いて、この展示を「相互作用的展示」と呼び、強制収容体験者が忘れたがっていた過去を思い出すよう促した効果を高く評価した。そしてこの展示は歴史家にこれまで事実上手つかずだった強制収容所史の社会的・文化的側面に取り組むよう迫っていると述べた。<sup>(84)</sup>

本稿もそのための試みの一つである。筆者が本稿で取り上げた人々は、戦時強制収容展に触発されて日系アメリカ人博物館に体験記を寄せた人々よりおおむね年長である。「敵性外国人」抑留者は当時の日系社会の指導者層が多く、当時でも年長者が多かった。現在生存している人々は、ほとんどが高齢で実際の体験を本人の口から聞ける機会はもうほんのわずかしか残されていない。筆者はその最後の時期にこうした記録を残す活動にささやかではあるが参加したことになる。

ハワイでは、米国本土と同様に日米開戦の少なくとも

数年前から日系社会の調査・情報収集が行われ、開戦前にはすでに逮捕予定者の詳細なリストができあがつていった。実際の逮捕はこの予定者をはるかに上回る規模であつた。

米国政府は規則に基づいて逮捕・拘留したものをおぼえとしだれでも、パールハーバー攻撃による混乱で、あるいは一部の軍人・役人の行為により、少なくとも一部の逮捕者は米国本土へ送られる以前に過酷な扱いを受けた。そして彼らは長期抑留という処分を受けた。

米国の情報機関が警戒した人物、またハワイ軍政府当局が抑留処分に処した人物の特徴を分析すると、米国政府にとってどういう人間が戦時には好ましくなく、したがつて抑留処分に値するのかが分かる。それらを列挙すると

- (一) 仏教・神道などの開教師
- (二) 日本語学校の教師
- (三) 日系ビジネスの指導者
- (四) 日本領事館とつながりが深いと考えられたもの
- (五) 親日的傾向が強いもの。たとえば、日本への一時帰国、日本陸海軍への寄付、日本軍への慰問袋の送付、子供が二重国籍であること。

こうした特徴は、ようするに日本の要素を強く持っているかどうかに還元される。これらの日本人が、日本的な要素を強く持っていたという以外、特にこれと言つた理由もなく逮捕・抑留されたことは明らかである。拘引された人々の処分を決める審問は、どちらかと言えば、結論がほぼ決まったものであつた。日系社会の指導者層として逮捕された人々は、まさに指導者であるという理由で抑留処分となつた。これは不合理である。

この不合理を逮捕され抑留者となつた人々はどう受けとめたか。法を守つて生活してきた日本人にとつては、警察やFBIや、あるいは陸軍兵士に逮捕されるというのは大きな衝撃であつたはずだ。逮捕・拘引の体験談には一様に戸惑いや不快感が現れている。また殺されるのではないかという恐怖感を感じた人もいる。

抑留者自身の手記や話しを勘案して彼らの気持ちを表現すれば、「祖国が米国と戦争したからしようがないが、自分は何も悪いことはしていない」となろう。いわゆる「大物」と言われた人に中には指導者であることを自覚して抑留処分は「仕方がない」と感じた人もいたようである。

しかし、自分が特に有力な指導者であると自覚してい

ない人にとっては抑留処分は納得のいかないものであった。前述の瀬戸直一などは、日本への忠誠心を責められ、「わしや外国人でも、正当の、わしやあ上陸して、ここで永住権を貰つてここで生活をしておるんだから、なんのそういう何はない」と反論している。また、親日組織の指導者であるという当局の主張には「わしや、このホノルルにおつて色々の会に入つて、地方委員をして、ハワイのためにわしら飯をおごつて、色々のお手伝いをしておつたわけなんじや、ね。何も日本のことには関係ないんでした。」と、ごく当たり前の生活をしていただけだと述べる。こうして見ると、瀬戸のような人間の罪は、まさに日本人であつて日本人らしさを隠そうとしなかつたことなのである。それは米国本土の場合とほとんど変わりがない。

筆者は「敵性外国人」としての在米日本人の逮捕・抑留を米国西海岸日系人の強制立ち退き・収容の前段階として位置づけている。現在でも盛んに成果が発表されているこの後者の問題の研究も前者の研究を抜きにしては全体が見通せない。つまり米国における日系人集団の戦時強制収容という大きな問題の重要な部分と考えている。これまで叙述してきたとおり、ハワイ在住の日本人は明

らかに「敵」として扱われている。彼らは、長年ハワイに生活し子供がアメリカ人として生活していく中、日本的な面を多分に維持していた。そのために「敵」の如く扱われたのである。これが子弟であるハワイ日系アメリカ人の考え方や行動に影響しないはずがない。

この意味で、ハワイでこうした人々が本土へ送られた後の抑留者の家族はどうなつたのか、また指導者層を失つた日系社会はどうなつたかも重要なテーマである。抑留者の後を追うようにして本土へ立ち退いた抑留者家族の人数は本土の強制収容とは違い少数にとどまり、それ以外の日系人は戦争中も強制収容されることなく生活した。それが「ハワイでは強制立ち退き・収容はなかつた」という印象につながっている。しかし、世帯主や社会の指導者層が逮捕され本土で抑留されているという事実は彼らに重くのしかかったのである。こうした戦時のハワイ日系社会を調査するとハワイ軍政府当局の日系人に対する姿勢と米国における日系社会の立場がいつそう明らかにあるであろう。ハワイの「敵性外国人」の逮捕・抑留を論じた筆者としては必然的に論じなければならぬテーマであるが、それはまた別の論考としたい。

註

- (1) Gerald N. Grob and George Athan Billias, ed., *Interpretations of American History: Patterns and Perspectives*, vol. I, To 1877, 5th ed. (New York: The Free Press, 1987), pp. 17-18.
- (2) Ibid., pp. 25-26.
- (3) Yuji Ichioka, "JERS Revisited: Introduction," in *Views from Within: The Japanese American Evacuation and Resettlement Study*, ed. Yuji Ichioka (Asian American Studies Center, UCLA: Los Angeles, 1989), 3-23.
- (4) Arthur A. Hansen, "Oral History and the Japanese American Evacuation," *The Journal of American History*, Vol. 82, No. 2, September 1995, 625-626.
- (5) 村三康子・糸井輝子『日米戦時交換船・戦後送還船「建国」』著し『基礎的研究—日系アメリカ人の歴史の根柢をさる』、アーチアーカイブス研究叢書、一九九一年、一〇〇頁。
- (6) 総理令の出る名前は The Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians (日系人の戦時転居と取扱い問題)。一九八〇年米国議会の立法措置により設立され、第一次世界大戦中の民間人(在米日本人およびアフリカ族の人々)の強制立場や其の調査、その適切な救済措置を勧告する任務を負はれた。同委員会は委員長の名前に基づいて「アーチアーカイブス委員会」と通称される。
- (7) Hansen, pp. 628-629, 631.
- (8) Peter Irons, *Justice at War: The Story of the Japanese American Internment Cases* (New York: Oxford University Press, 1983), p. 24.
- (9) Howard Sugimoto, "A Bibliographical Essay on the Wartime Evacuation of Japanese from the West Coast Areas," in *East Across the Pacific: Historical and Sociological Studies of Japanese Immigration and Assimilation*, ed. H. Conroy and T.S. Miyakawa (ABC-Clio: Santa Barbara, 1972), 140-50.
- (10) Roger Daniels, *The Decision to Relocate the Japanese Americans* (New York: J.B. Lippincott, 1975), Part Three: Bibliographic Note, pp. 135.
- (11) Iwan Williams, Officer in Charge, Santa Fe, New Mexico, to W. F. Kelly, Assistant Commissioner for Alien Control, Central Office, INS, "History of the Santa Fe Internment Camp, from March 1942 to July 1, 1945," 9 August 1945, RG 85: Old Ranton Ranch-N.M.-Box 4, Folder "Detainees, General," 1300-1300A, NA, p. 34.
- (12) Michi Weglyn, *Years of Infamy: The Untold Story of America's Concentration Camps* (New York: William Morrow, 1976), p. 176.
- (13) カハグニハの著書からの転載より引用してあるが本春明「『日系人強制収容』解説」『日系人強制収容』、第一巻、日本図書センター、一九九一年、64頁。
- Civilians, Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of

- tion on Wartime Relocation and Internment of Civilians (Washington, D.C.: GPO, 1982), p. xii. ノーノー Roger Daniels, Sandra C. Taylor, and Harry H. L. Kitano, ed., Japanese Americans: From Relocation to Redress (Salt Lake City, Utah: University of Utah Press, 1986), p. xvii.
- (13) 池田 あがた文献は、日系アメリカ人の敵對強制収容を調査したバー・ヘスターの基礎資料なども様々な調査・公聴会の結果作成され出版された報告書、つまり米国政府公刊物である。その日本語版である読売新聞社外報部訳編『拒絶された個人の正義—日系米人強制収容の記録』(川瀬赳 1983年)の表紙の裏には、同じ地図が出版を記載され、また「船記載漏れのまま掲載された」とある。Roger W. Axford, Too Long Silent: Japanese Americans Speak Out (Lincoln, NE: Media Publishing & Marketing, 1986) に収容所地図はなさがら、日本の日本語版『リコケーン』と日系米人強制収容の証述』(西光出版 1991年)には、カナダへのものかかわらずの地図が出版を記載せざる掲載されてる。
- (14) だらけたまゝ前後の地図は、カナダのオランダ人と同じく、テキサス州のヒューストン、ケネディーの2つの抑留所やハワイのサンディエゴ、ホノウリウリの抑留所など重要な抑留所が記載されている。前者については筆者は現地調査をしており、これら発表した。また後者のハワイの抑留所については本稿で後述である。
- (15) ハリ数年は司法省抑留所研究が次第に活発になり、パールバーバー攻撃と日系「敵性」外国人

が、Yoshiaki Fukuda, My Six Years of Internment: An Issei's Struggle for Justice (San Francisco: The Konko Church of San Francisco, 1990) & Sue Kunitomi Embrey, et al., Manzanar Martyr: An Interview with Harry Y. Ueno (Anaheim, CA: Shumway Family History Services, 1986) が、私が他の地図に記載されたやうに、リバーメキシコ州ローベーグ抑留所やテキサス州バー・スル抑留所などが記載され、さくらが改進された。

- (16) Paul F. Clark, "The Other Camps: Japanese Alien Internment during World War II," Unpublished Manuscript, No Date. (CWRIC 55-4403) 地図の翻訳は資料検索用のページを参照。
- (17) Ibid., p. 2.
- (18) Ibid., pp. 3-19.
- (19) Ibid., pp. 19-31.
- (20) Ibid., pp. 32-40.
- (21) Ibid., p. 40.
- (22) Peter B. Sheridan, "The Internment of German and Italian Aliens Compared with the Internment of Japanese Aliens in the United States during World War II: A Brief History and Analysis," Staff Papers, Congressional Research Service, Library of Congress, 24 November 1980. (CWRIC 25886-904) 地図は資料検索用のページを参照。

(23) *Ibid.*, pp. 1-9.

(24) John J. Culley, "The Santa Fe Internment Camp and the Justice Department Program for Enemy Aliens," Japanese Americans : From Relocation to Redress, ed., Roger Daniels, Sandra C. Taylor, and Harry H. L. Kitano (Salt Lake City, Utah: University of Utah Press, 1986), pp. 57-71; 44-56 Tetsuden Kashima, "American Mistreatment of Internees during World War II: Enemy Alien Japanese," Japanese Americans, pp. 52-56.

(25) Dennis M. Ogawa and Evarts C. Fox, Jr., "Japanese Internment and Relocation: The Hawaii Experience," Japanese Americans, pp. 135-138.

たゞ一、やかつは歴史をめぐる本格的にハワイ日本人抑留研究を行つたと想われる。ハワイ大学教授である大ガワはリサーチチームを組んでハワイ在住日系人の歴史体験に関する聞き取り調査および政府公文書収集を行つた。オガワ教授はこのテーマについて自身で本を書くつゝありでいたが、スペースン・ヤムルの事故でなくなつたナルソン・オニズカ伍長の遺族から伝記を書いて依頼され、やせらに専念するためハワイ日系人抑留のテーマがあわいゆる余資料をハワイ大学に寄贈した。1983年に寄贈された日のノックハマハダ、上記論文のほかトマス・ル Japanese Internment and Relocation: The Hawaii Experience (『ハワイ日系人抑留及び転居の記録』)がついて述べ、国立公文書館の文書の内ハワイ日系人の抑留に関するある公文書1400ページ分、およびハワイ出身抑

留者24名のメモタクシード記録がある。本研究では大きな記録をもつてこだんだ。

(26) Gary Y. Okihiro, *Cane Fires: The Anti-Japanese Movement in Hawaii, 1865-1945* (Philadelphia: Temple University Press, 1991).(27) *Ibid.*, pp. 223-4.(28) United States Department of Interior, *War Relocation Authority, War Relocation Authority*, vol. 3, *The Evacuated People: A Quantitative Description* (Washington, D.C.: GPO, 1946), rpt. (New York: AMS Press, 1975), p. 192, Table 92; 44-56 Letter from G. Allen, Research Associate in History, Hawaii War Depository, University of Hawaii, to J. Farrington, Delegate from Hawaii, United States Congress, 6 January 1949, 23-36, Internment, Relocation Camps, Hawaii War Depository, University of Hawaii, Hamilton Library, Special Collection (ハワイ大連ベペハヤヌコヌハマハダ『ハワイ戦争記録』); Letter from the National Archives, Washington, D.C., to Joseph R. Farrington, 8 February 1949, ハート画上。など、『ハワイ戦争記録』について詳述(88)参照。

(29) Hansen, pp. 625, 630.

(30) 後述やくもハリ、日米開戦と共にハワイでは一時的に文民統制が停止し戒厳令が敷かれ、ハワイ准州政府の機能は米国陸軍ハワイ軍管区に引き継がれた。つまりハワイには軍政が敷かれたのである。筆者はこの場合の政府を「ハワイ軍政府」と表現し、文民統制である「ハワイ

准州政府」の証言である。

(31) Act of April 16, 1918, 40 Stat. 531, 50 U.S.C. 21.

(32) Joint Agreement of the Secretary of War and the Attorney General respecting Internment of Alien Enemies, July 18, 1941, p. 3, (ハワイ大学特別コレクション「ハワイ人囚留及び転住の記録」、以後このコレクションは通称『戦犯・転住記録』と記載), Box 3.

(33) FBI, "Memorandum on Pearl Harbor Attack and Bureau's Activities Before and After," Volume 1: "Bureau's Activities and Miscellaneous Information," 6 December 1945, p. 217: (戦犯・転住記録), Box 2. (以下同様に記載する)

(34) George W. Bicknell, Lt. General, Contact Officer, G-2, Army Contact Office, US Army, "Memorandum: Seizure and Detention Plan (Japanese)," 21 November 1941. (以下同様に記載する)

書「日系人逮捕・拘留計画」、一九四一年十一月二十一日。本公文書は日系アメリカ人リチャード・チャーチ・スミス・ナガ・ベーシング氏の好意で入手) (35) 筆者による大久保清蔵の「ハワイ日本人移民史」、十一日、八月一日、ハワイ島ヒロ、ハワイ島日本人移民資料保存館。

(36) Interview with Hisashi Fukuhara (福原対), Transcripts of Interviews, (戦犯・転住記録), Box 2.

(37) 「EBAI-MEX」に引用されたペールベーバー攻撃に関する原因を調査したロバーツ委員会の報告、九〇〇頁。

ペールベーバー攻撃と日系「敵性」外国人

(38) habeas corpus [くハイコラス・コープス]。違法な拘束を取扱う訴訟のための者の身柄を裁判所に提出せしむ令状。裁判所が拘束の合法性を審査し、違法と判断すれば、直ちに拘束を解消し、その者を自由にする。田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、一九九一年、三九八頁。

米国本土では、人身保護令状が停止されないかいたので、逮捕・拘束された「敵性外国人」の中には人身保護を求めて訴訟を起す者が現れた。

(39) J. Garner Anthony, Hawaii under Army Rule (Stanford: Stanford University Press, 1975), pp. 5, 8.

(40) (EBAI-MEX) 九〇一頁。

逮捕された日本人氏名の漢字表記は次の文献を参照した。ハワイ日本人移民史刊行委員会『ハワイ日本人移民史』、ホノルル、布陸日本人連合協会、一九六四年、折り込み付録。

(41) ローベンブルト大統領は、一九一八年四月十六日の敵性外国人法に基づき大統領布告第11511号を発令し、日本国籍の在住外国人を「敵性外国人 (alien enemies)」と規定し、彼らの取る行動に規制を設けた。また敵性外国人とは、敵国 (日本帝国) の国籍を持った十四歳以上の者や合衆国またはその領土・準州にあつて合衆国の法域内にある者と規定した。

Proclamation, No. 2525, by the President, 7 December 1941, cited in United States Cong., House, House Report, No. 2124, 77th Cong., 2nd Sess., 13 May 1942, p.

294-297.

「こど大統領は十一月八日に布告第115号をおよび」  
「ハナ七かを禁令」、やれやれシテシベ、イタコト人を  
「敵性於國人」、と規定した。Ibid., pp. 297-300.

(42) Office of the Chief of Military History, United States Army, "Historical Manuscript File," 8-5.6, AA, v. 10, pt. 2, "History of G-2 Section," 1 September 1950, p. 23,

『姦細・転住記録』, Box 2, CH-7.

(43) 『ハワイ州』、一一二頁。

(44) Allen W. Gullion, Provost Marshal General, to Commanding General, Hawaiian Department, and Commanding General United States Armed Forces in the Far East, in

Karl Bendetson, Aliens Division, Memorandum: "Tentative instructions to overseas department commanders regarding alien enemies," 10 December, 1941. 『姦細・転住記録』, Box 3. (云後、ハノベラ文書並に「ホニタハ禁令」  
ノ記録)

(45) Office of the Chief of Military History, United States Army, "Historical Manuscript File," 8-5.6, AA, v. 24, pt.

2, "History of Provost Marshal's Office," (米國陸軍戦史科「姦細」) 1 September 1950, p. 202, 『姦細・転住記録』, Box 2, CH-2. (云後、ハノベラ文書並に「姦細」  
ノ記録)

(46) Office of the Chief of Military History, United States Army, "Historical Manuscript File," 8-5.6, AA, v. 10, pt. 2, "History of G-2 Section," (米國陸軍戦史科「陸軍情報部

監証) 1 September 1950, p. 26, 『姦細・転住記録』,  
Box 2, CH-7. (云後、ハノベラ文書は単に「陸軍情報原史」  
ノ記録)

(47) Interview with Maj. Walker, Alien Processing Center, Hawaiian Dept., March 9, 1945, 『姦細・転住記録』, Box 3; Interview with Col. Byron Muerlott, March 10, 1945, 『姦細・転住記録』, Boxes 2, 3.

(48) Interview with Col. Byron Muerlott 之記録が示すハワイ軍管区戦史研究局のノメハーテンヤの可能性が示唆されてる。筆者も外に帶えられた。

(49) Interview with Col. Byron Muerlott, March 10, 1945, 『姦細・転住記録』, Box 3.

(50) 壮麗懸次(懸溪)『姦細』、ホノルル、布陸タイムズ社、一九六四年、一一四頁。

(51) 相賀安太郎(溪芳)『鐵柵生活』、布陸タイムズ社、一九四八年、六一七頁。

(52) 筆者による日本秀吉ヘハタビワ一、一九九一年八月四日、ホヘルル。

(53) 『ハワイ報知』、一九八八年十月、十五日、二二二頁。

(54) Sueda Internment Note, 『姦細・転住記録』, Box 2, T-2.

(55) 前掲大久保イハタビワ一。次の数段落で、大久保が登場する場面の記述は、特に断らない限り、ハノベラ文書並に依拠してある。なお、ふたりの名前の漢字表記、および彼らに関する情報はインタビワ一に加えて、次の国への文献で確認した。相賀安太郎『鐵柵生活』の「附

- 録 ハワイ邦人抑留者名簿』。古屋熊次『配所転々』の「敵艦 金押留人名簿」。『ハワイ日本人移民史』の「敵  
録」第一回船より十回に亘るハワイ日本人抑留者名簿』。  
および小沢義淨編・著『ハワイ日本語学校教育史』、ホノ  
ルル、ハワイ教育会、一九七一年、二六九頁。
- (56) Interview with Myoshu Sasai (猪井明秀), Transcripts  
of Interviews, 『収容・居住記録』, Box 2.
- (57) Sueda Internment Note.
- (58) "An American Experiment," No Date, RG 338-48-c,  
『収容・居住記録』, Box 1. の文書の筆者は不明だが、  
記述内容からして、キリスト教ソーシャルサービス組織  
の「収容・居住記録」。
- (59) 前掲資料。
- (60) Interview with Jukichi Inouye (井上重吉), Transcripts  
of Interviews, 『収容・居住記録』, Box 2
- (61) リの船団は、田布時事『布世年鑑並入名住所録』田布  
時事社、ホノルル、昭和十五年、株式、古井に續べ繰  
込みの「最新ホノルル市地図」を参考にした。
- (62) J. H. Linson, Medical Director, Chief Quarantine Officer,, Honolulu, to the Surgeon General, U. S. Public Health Service, Washington, D.C., 20 December 1941, RG 407, Records of the Adjutant General's Office, 014.311, Alien Enemies, 1/1/42 + 01/21/42, in 『収容・居住記  
録』, Box 3.
- (63) Michael John Gordon, "Suspects in Paradise: Looking for Japanese & Subversives in the Territory of Hawaii,
- 1939-1945," Master's Thesis, The University of Iowa,  
1983, p. 51.
- (64) 『収容記録』, pp. 188-9.
- (65) 前掲中本イハタム一。
- (66) 古屋前掲書、一八頁。
- (67) 稲賀前掲書、一四~一六頁。古屋前掲書、一八~一九  
頁。
- (68) Interview with Kaetsu Furuya (古谷楳次), Transcripts  
of Interviews, 『収容・居住記録』, Box 2; 稲賀前掲書、  
七十~七十一頁。前掲『ハワイ日本人移民史』一九一頁。
- (69) Headquarters Hawaiian Department, Fort Shafter,  
Territory of Hawaii, to The Adjutant General, Wash-  
ington, D.C., 8 February 1942, 『収容・居住記録』, Box 3.
- (70) 『避難情報誌』、一回国。
- (71) 前掲『ガリオハ押印』。
- (72) 現在の記録は、メリーランド州カレッジパーク分館  
への移管が決まっている。一九九六年八月の時点では、  
記録自体は依然としてスコットランド分館にあるが、カ  
レッジパーク移管が決まっているとは閲覧がやめないう態  
度である。
- (73) Gordon, pp. 62-63.
- (74) 繁忙による遅延[日曜] ベハタム一、一九九一年八月十  
一日、ホノルル。
- (75) Irving H. Mayfield, The District Intelligence Officer,  
Fourteenth Naval District, U.S. Navy, to The Director of  
Naval Intelligence (Head of Domestic Intelligence Branch,

"Custodial Detention of Enemy Aliens and Citizens - Territory of Hawaii," 2 April 1942, RG 38, Records of the Office of the Chief of Naval Operation, A8-5\EF 37\ND11, National Archives, Washington, D.C.

(76) Ibid.

(77) Gordon, pp. vii-viii.

(78) 『敵國囚犯』 1丸 1頁<sup>o</sup>

(79) Ibid.

(80) 西川徹 謹語『ハワイ難民』 1988年十月 11月口  
D-5頁<sup>o</sup>

(81) Patsy Sumie Saiki, Ganbare! An Example of Japanese Spirit (Honolulu: Kisaku, Inc., 1982), pp. 221-228, "Appendix 3."

(82) 一九四一年ハワイ准州議会はハワイに開かれた第11次世界大戦関連の資料を収集・保存する上に憲院合意決議を採択し、ハワイ大学をその保管場所に指定した。ハワイ戦争記録保管所は六年間の間に膨大な情報源から多種多様な情報を集めた。これがハワイ大学ペガシヤルカムハ『ハワイ戦争記録』である。Gwenfread Allen, Hawaii's War Years, 1941-1945 (Honolulu: University of Hawaii Press, 1950), p. v.

(83) Letter from G. Allen, Research Associate in History, Hawaii War Depository, University of Hawaii, to J. Farrington, Delegate from Hawaii, United States Congress, 6 January 1949, 23-36, Internment, Relocation Camps, Hawaii War Depository, University of Hawaii, Hamilton

Library, Special Collection (ハワイ大学アーカイブスアーリーハイブ); Letter from the National Archives, Washington, D.C., to Joseph R. Farrington, 8 February 1949, 24-1回<sup>o</sup>。

(84) Lon Yuki Kurashige, Exhibition Review: "America's Concentration Camps: Remembering the Japanese American Experience," The Journal of American History, Vol. 83, No. 1, June 1996, p. 161.